

平成 24 年（行ウ）第 6 号 固定資産税等賦課徵收懈怠違法確認請求事件

原告 宮部 慎太郎

被告 鳥取市

## 被告第 1 準備書面

平成 25 年 3 月 1 日

鳥取地方裁判所民事部 御中

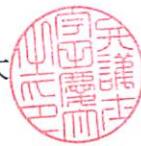
被告訴訟代理人 弁護士 駒井重忠



被告訴訟代理人 弁護士 西川弘康



被告訴訟復代理人 弁護士 今田慶太



### 第 1 固定資産税及び都市計画税の減免の根拠

1 被告が行った固定資産税の減免は、鳥取市税条例（昭和 25 年鳥取市条例第 10 号）第 58 条 1 項に基づくものである（乙 1）。

また、被告が行った都市計画税の減免は、同条例第 153 条に基づき、固定資産税の減免の例により行ったものである（乙 1）。

平成 7 年度分以降の固定資産税及び都市計画税の減免は、同条例の規定によるほか、平成 7 年 4 月 1 日に制定され、同日に施行された「鳥取市同和対策に係る固定資産税及び都市計画税の減免措置要綱」（以下「減免要綱」という。）

（甲 11）に基づき行われたものである。

減免要綱は、平成 23 年 4 月 1 日に制定された「鳥取市同和対策に係る固定資産税及び都市計画税の減免措置要綱を廃止する要綱」（以下「廃止要綱」という。）（乙 3）により、同日付で廃止されているが、廃止要綱の附則第 2 条

(経過措置)において「平成23年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、廃止前の要綱は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する」ことが定められているため、この規定に基づき、被告は本件請求に係る減免を行った。

2 平成23年度の7月20日以降の納期に係る減免件数は1,623件、減免額は25,587,400円である。

## 第2 減免要綱の主な内容

### 1 対象地域

対象地域とは、旧地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和62年法律第22号）第2条に規定する対象地域及び市長が別に定める地域である（甲11の第1条）。

### 2 対象資産

減免対象資産は、対象地域の住民が所有する固定資産のうち、市長が定める区域内にある土地及び家屋、並びに市長が定める区域外にある特別の事情（公共交通事業で収容され対象区域の近隣に代替地を求めた場合等をいう。）がある者の所有する固定資産で市長が特に必要と認めた土地及び家屋（所有者が直接使用している住宅、物置、納屋、車庫等とその敷地に限る。）である（甲11の第2条第1項）。

対象資産の範囲は、所有者が直接使用している住宅、物置、納屋、車庫等とその敷地、及び農地である（甲11の第2条第2項）。

### 3 減免する額（減免率）

減免する額は、固定資産税及び都市計画税対象資産に係る当該年度分の課税標準額の合計額（当該合計額が1,500万円を超えるときは、1,500万

円とする。) に対応する固定資産税等の税額に減免率(100分の50)を乗じて得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額)とする(甲11の第3条(1)(2))。

但し、平成23年度分の固定資産税及び都市計画税の減免率については、廃止要綱の附則の第2条(経過措置)により、減免要綱第3条第1号中の「100分の50」を「100分の25」と読み替えて適用されている(乙3)。

### 第3 被告の主張

1 既述のとおり、固定資産税及び都市計画税は、鳥取市税条例を直接の根拠として賦課徴収し、減免するものである。

原告は、全く異なる時代の租税制度を関連づけ、地租税制が今なお効力を有するという誤った解釈に基づいて主張している。

2 固定資産税及び都市計画税の減免は、条例に基づき行うことができる行政行為であり、その適用については、当該条例の定める範囲内において、市長の裁量に委ねられている。

もとより市長は、個々の事案の公益性を判断して適正に判断すべきところ、減免要綱に基づく減免は、被告の基本計画である「鳥取市総合計画」及び「鳥取市同和対策総合計画」に基づく人権施策の一環として施策展開してきたものであり、十分な公益性を有している。従って、個々の減免に市長の裁量権の濫用及び逸脱はない。

原告の主張には理由がないので、早急に棄却されるべきである。

以上

副本

平成24年(行ウ)第6号

原告 宮部慎太郎

被告 鳥取市

## 証拠説明書

平成25年3月1日

鳥取地方裁判所民事部合議係 御中

被告訴訟代理人 弁護士 駒井重忠

弁護士 西川弘康

頭書事件につき、下記のとおり証拠の説明を致します。

記

号証	標目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨	備考
乙3	鳥取市同和対策に係る固定資産税及び都市計画税の減免措置要項を廃止する要綱	写し 平成25年3月1日 (写し作成日)	被告代理人 (写し作成者)	鳥取市同和対策に係る固定資産税及び都市計画税の減免措置要項を廃止する要綱の内容	

鳥取市同和対策に係る固定資産税及び都市計画税の減免措置要綱を廃止する要綱

鳥取市同和対策に係る固定資産税及び都市計画税の減免措置要綱（平成7年8月1日施行）は、廃止する。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 廃止前の鳥取市同和対策に係る固定資産税及び都市計画税の減免措置要綱（以下「廃止前の要綱」という。）により、固定資産税及び都市計画税の減免措置を受けていた者については、平成23年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、廃止前の要綱は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、廃止前の要綱第3条第1号中「100分の50」とあるのは、「100分の25」と読み替えるものとする。